

検討経過・素案（亀岡市議会議会運営委員会）

1 素案決定までの検討経過

議会運営委員会（以下「委員会」）では、平成 25 年 10 月 4 日に議長から議員定数及び報酬の検討を行うよう諮問を受け取り組んできました。

第 1 回委員会（H25.11.18）で、検討を始める旨確認することとし、議会運営に関する所管事項とは切り離して検討を行うことを決定しました。

第 2 回委員会（H25.12.4）で、検討の進め方について協議し、まずは各議員の意見を把握するため、アンケート調査を実施することに決定しました。

第 3 回委員会（H25.12.12）で、アンケート調査内容を検討し、定数及び報酬に関する考え、適正な数字とその理由、及び定数と報酬との関連からの見直しについての意見を設問とすることに決定し、12 月 27 日までの間、議員アンケートを実施しました。

第 4 回委員会（H26.1.24）では、アンケート調査結果をまとめ、次回から検討に入ることにしました。

また、検討スケジュールを確認し、条例改正の必要があれば平成 26 年 9 月定例会で提案することで検討を行うこととしました。

第5回委員会（H26.2.27）では、市民へのアンケート調査の実施及び特別職報酬等審議会への諮問について検討を行いました。その結果、市民アンケート調査及び特別職報酬等審議会への諮問は行わず、まずは議会で素案を決定しその後、別の方法で外部意見聴取をすることにしました。

また、議員アンケート調査の結果から、議論の論点を整理しました。定数については 監視機能、立法機能、市民意見聴取、基本条例、市域、人口、他市比較、委員会構成の6点を論点とし、報酬については 人材確保・生活保障、議会活動の2点を論点にすることとしました。

第6回委員会（H26.4.7）では、整理した論点をもとに、現状や対応策等の検討を行い、論点からみた定数、報酬のあり方について議論を行いました。

議論した内容については、委員が各会派内に報告し委員外の議員の意見を聴取したうえで、次回議会運営委員会で改正案を議論することとしました。

第7回委員会（H26.4.25）では、委員が事前に会派内で聴取した改正案の意見を出しました。意見は定数増減の両論があるなどまとまっていない会派もあり、今までの議論を踏まえ、全員協議会で改めて各議員の意見を聴取することに決定しました。

また、素案が確定したところで市民意見聴取の方法として素案に対するパブリックコメントを募集することを決定しました。

5月8日には、全員協議会が開催され、全議員の意見を聴取しました。

第8回委員会（H26.5.15）では、委員会及び全員協議会で重ねた議論から改正案の素案を検討しました。定数は2人削減し24人とし、報酬は現行を維持することで意見集約をし、これを全員協議会で報告することとしました。

また、パブリックコメント募集のほかにももの外部意見を聴取するため、有識者等の参考人招致を行うことを決定しました。

参考人招致の具体的なことについては、6月定例会の議会運営を検討する議会運営委員会（5/23、6/11、6/19）において、人数、参考人、日程を決定しました。

6月27日には全員協議会が開催され、委員長が素案を報告しました。議員からは特に定数に関して、減数改正の根拠が不明確であるとする反対意見が出されましたが、委員会での議論を経た結論を尊重するとの意見も出されました。

全員協議会終了後、委員会を開催し、各議員に素案決定経過を報告することとしました。

2 定数

（1）素案

議員定数は、現行の26人から2人削減し、次期選挙から24人とする。

(2) 主な意見

本市議会は原則、常任委員会に議案等の審査を委ね、各委員会で詳細に、集中的に審査をしている。現在の常任委員会制度（3委員会）を堅持しつつ、十分な審議、討議を行うために必要な1常任委員会当たりの人数を検討した結果、7人が妥当と考え、それに議長及び監査委員（議会選出）が加わり23人とする。

議会運営の方法を見直し、議員の資質向上を図ることで削減は可能である。定数上限（H23年自治法改正により撤廃）の30人に2割を削減し、24人とする。

過去に減数をしてきた。議会は監視機能の充実を図り、市民の多様な意見を吸収し反映させなければならない。そのためには減数するべきではない。

○本会議での採決で賛否同数の際には議長裁決で決定される。それが多発すると議長の中立性の面で好ましくない。中立の立場である議長の裁決を避けるためには定数が偶数であることが望ましいとされており、他市議会の多くが偶数にされている。

3) 意見集約

意見は、減数に反対の意見もありましたが、賛成の意見が多数であり減数の方向となりました。その中では23人と24人の意見がありましたが、議長の中立性の面から24人で意見集約し、「議員定数を2人削減し24人とする」ことを素案としました。

3 報 酬

(1) 素案

議員報酬は、現行の報酬額（議員月額 44 万円）を維持する。

(2) 主な意見

○議員は地方分権が進み活動量が増大しているうえ、更に監視能力、審議能力を高め、絶えず調査研究に努め、政策を提言していくことが求められている。その活動に専念するためにも一定の報酬は必要で下げるべきではない。

交通費実費支給もない状況のなか、報酬を下げるべきではない。

○様々な職業、年齢、性別、居住区域などの市民が議員に選ばれ、多様な市民意見を反映させなければならない。特に若者が議員に立候補できるようにするには生活給的な水準を考慮し、現行を下げるべきではない。

○前回改正（平成 18 年行政改革の観点から特別職報酬等審議会の答申を受け 1 万円減額）前の 45 万円に戻すべき。

○1 万円増額しても若者の議員立候補者が増すとは思えない。現行を維持するべき。

(3) 意見集約

意見は下げるべきでないことで一致しました。意見集約をしていくうちには、多くの増額は望めないなかで前回改正前の 45 万円にする増額の意見と

現行を維持する意見に分かれました。最終的には採決が行われ、その結果「現行を維持する」ことに決定しました。

4 素案決定後の検討

7月29日には委員会を開催し、多くの委員外議員が傍聴するなか、素案について6人の参考人からご意見をお聞きしました。

また、8月には市民の皆様にはパブリックコメントを募集します。

頂いたご意見を参考に検討を行います。

条例改正が必要な場合は、9月定例会での提案を目途に改正案をまとめていく予定です。

参考人のご意見はつぎのとおりです。

区分	参考人から頂いたご意見
定数	<p>山間部には議員が出ていない地域がある。これは過去の定数削減の影響ではないかと思う。定数は減らすべきではない。</p> <p>○山間地域等市内の様々な立地を考えたらうえて、議会は全体の市民ニーズをくみ上げ、反映しなければならない。そのためには現行（26人）の定数が必要である。</p> <p>人口が減り市税収入も減っている。歳出削減は必至の状況である。定数は素案（24人）よりも下げるべきである。</p>

議会運営委員会の検討では、議会運営を見直し議員の資質向上を図り削減するとしている。この姿勢を評価する。人口減少、財政状況等から素案（24人）に賛成する。

○減らすのは好ましくないが、人口減少、財政等の現状を考えると仕方がない。素案（24人）に賛成する。

市の中心部ほど議員が選ばれやすい状況にある。定数をもっと増やすか、あるいはもっと減らすか、大胆に切り込まないといけな

報酬

定数を減らすなら、報酬を活動に見合うよう増額するべきである。若い世代の人が議員にチャレンジできるように報酬を増額するべきである。

報酬は現行のままでよい。政務活動が議員の本来の活動であり、政務活動費を増額するべきである。

定数削減と同様、歳出抑制の方針を貫くべきで、報酬は現行どおりでよい。

議員は勉強し市民ニーズを市政へ反映されている。報酬は現行どおりでよい。

他市と比較して高い状況でもない。報酬は現行どおりでよい。